

道徳教育用郷土資料「熊本の心」利用規程

(目的)

第1条 この規程は、道徳教育用郷土資料「熊本の心」（以下、「本編集著作物」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本著作物の著作権)

第2条 本編集著作物の著作権は、熊本県教育委員会（以下、「県教委」という。）に属する。

(利用の申請)

第3条 本編集著作物を利用し、出版しようとする者は、あらかじめ熊本県教育長（以下「教育長」という。）の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする者は、利用申請書（別記様式第1号）に次の書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容が分かる資料
- (2) 本編集著作物の出版状況（仕様、価格、流通範囲、出版数等）が分かる資料
- (3) その他教育長が必要と認める書類

(利用の許諾)

第4条 教育長は、前条の利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が本編集著作物を広く周知し活用され、本県の道徳教育の充実等に向け寄与すると認めるときは、本編集著作物の複写の許諾（以下「利用許諾」という。）をすることができる。この場合において、教育長は必要があると認める場合には、本編集著作物の利用方法その他について、条件を付することができる。

2 教育長は、利用許諾を行ったときは、利用許諾書（別記様式第2号）を申請者へ送付する。

(利用許諾の制限)

第5条 本編集著作物の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、教育長は許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 県教委の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 本編集著作物のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (6) その他教育長が別に定める要件に該当する場合

(利用料)

第6条 本編集著作物の利用料については、無料とする。

(地位の承継)

第7条 相続人、合併により設立される法人その他利用者の一般承継人は、当該利用者が有していた利用許諾に基づく地位を承継することができる。

(利用上の遵守事項)

第8条 第4条の規定による利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本編集著作物を出版物（以下「本出版物」という）として発行する際、本出版物の教材構成を変更しないこと。
- (2) 本出版物の完成品を提出すること。
- (3) 第4条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 利用者は、県教委の権利保全のために、利用者の発行する本出版物の所定の位置に
◎、県教委の氏名、第一発行年を表示する。

(5) 本出版物には、「平成23年度道徳教育総合支援事業」の成果物である旨を明記すること。

(利用期間終了後の頒布)

第9条 利用者は、この利用期間満了後も、本出版物の在庫を販売することができる。

(災害等の場合の処置)

第10条 地震、水害、火災その他不可抗力もしくは県教委、利用者いずれの責めにも帰せられない事由により本編集著作物に関して損害を被ったとき、またはこの契約の履行が困難と認められるにいたったときは、その処置については県教委、利用者協議のうえ決定する。

(許諾内容の変更等)

第11条 利用者が利用許諾の内容について追加又は変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書(別記様式第3号)を教育長に提出し、教育長の許諾を受けなければならない。

2 教育長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し、変更許諾書(別記様式第4号)を交付する。

(許諾の取消し等)

第12条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用許諾(前条の追加又は変更の許諾があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。)を取り消し、利用者に対し、利用物件等の回収等の措置を請求することができる。利用者は、利用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から利用することはできないものとする。

(1) 利用者がこの規程に違反した場合

(2) 利用者が第4条の利用許諾に付した条件に違反した場合

(3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(4) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合

(5) 次のアからウまでのいずれかに該当するとき。

ア 利用者が熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号。以下この号において「条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であると認められたとき。

イ 利用者の役員又は使用人(条例第2条第4号に規定する使用人をいう。以下この号において同じ。)が利用者若しくは第三者に不正な利益を図り又は第三者に損害を加える目的として暴力団(暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。

ウ 利用者の役員又は使用人が利用者の行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、法第2条第6号に規定する暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき。

(6) その他本編集著作物の利用継続が不相当であると認められた場合

2 教育長は、前項の規定による利用許諾の取消しにより利用者が生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 教育長は、利用者对本編集著作物の利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(経費等の負担)

第13条 県教委は、この規程による利用許諾の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(2) 県教委が本出版著作物を利用者から直接購入する場合の購入価格は県教委、利用者協議のうえ決定する。

(損失補償等の責任)

第 14 条 県教委は、本編集著作物の利用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、本出版物の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県教委に迷惑を及ぼさないように処理すること。

3 利用者は、本編集著作物の利用に際して故意又は過失により県教委に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県教委に賠償すること。

(報告及び調査)

第 15 条 教育長は、この利用期間中及び期間の終了後において必要と認める場合は、利用者に対しこの契約に関し必要な報告を求め、又はその職員に、利用者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 利用者は、教育長が前項の規定により報告を求め、又は調査を行うときは、これに応じるものとする。

(情報の公開)

第 16 条 教育長は、本編集著作物の利用許諾の状況等について、広く利用促進を図る視点から、情報を公開することができる。

(事務)

第 17 条 この規程に関する事務は、熊本県教育庁教育指導局義務教育課が行う。

(その他)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、本編集著作物の利用に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 24 年 9 月 24 日から適用する。